

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第 1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第51条の14第1項の規定による。

(地域相談支援給付費)

第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

標準処理期間 30日

備考